

オリエンタル白石 安全・環境協議会 旅費細則

(目的)

第1条 この細則は、オリエンタル白石安全・環境協議会(以下、「本会」という)会則第19条に基づき、本会の業務執行による旅費交通費について定めることを目的とする。

(旅費交通費)

第2条 全国協議会の協力会社役員が、事業のために要した旅費交通費は、「別表 - 2」により当該役員会社へ振込む。

又、支店協議会役員については、支店協議会において決定する。

別表 - 2 旅費交通費

所属支店 場所	東北	東京・建築	名古屋	大阪	福岡
東京	¥25,000 -	¥2,000 -	¥25,000 -	¥35,000 -	¥50,000 -
東京以外	別途算出	別途算出	別途算出	別途算出	別途算出

宿泊を要する場合は、原則として全国協議会事務局にて手配し清算する。

付 則 この細則は、平成20年4月1日から施行する。